

## 令和8年第2回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和8年2月25日（水） 午後3時00分から午後4時35分まで

2 場所 大分市役所議会棟4階 全員協議会室

3 出席者 教育長 栗井 明彦  
二番委員 岡田 史絵  
三番委員 廣津留 すみれ  
四番委員 上杉 美穂子  
五番委員 古賀 精治

### 4 出席事務局職員

|              |       |
|--------------|-------|
| 教育部長         | 永野 謙吾 |
| 教育部次長兼社会教育課長 | 清水 篤  |
| 教育総務課長       | 中山 英人 |
| 学校教育課長       | 安部 桂司 |
| 児童生徒支援課長     | 平田 敬二 |
| 学校施設課長       | 武藤 英二 |
| 体育保健課長       | 三島 浩昭 |
| 人権教育推進課長     | 高橋 秀徳 |
| 文化財課長        | 安東 孝浩 |
| 大分市教育センター所長  | 赤峰 竜二 |
| 美術振興課長       | 野田 智佳 |
| 児童生徒支援課参事    | 松尾 賢吾 |
| 美術振興課参事      | 岩尾 徳信 |

### 5 書記

|          |       |         |        |
|----------|-------|---------|--------|
| 教育総務課参事補 | 石川 仁美 | 教育総務課主査 | 和田 宏   |
| 教育総務課主査  | 松下 祐介 | 教育総務課主任 | 金田 紗耶子 |

6 傍聴人 1名

### 7 議題

#### (1) 議案

(教議第3号) 令和7年度3月補正予算について

(教議第4号) 令和8年度当初予算について

(教議第5号) 大分市立学校職員サービスの宣誓に関する条例の一部改正について

(教議第6号) 特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する  
条例の一部改正について

(教議第7号) 大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について

(教議第8号) 工事請負契約の締結について

- (教議第9号) 令和7年度未来自分創造資金奨学生の決定について
- (教議第10号) 大分市公民館長の任命について
- (教議第11号) 大分市教育委員会兼業許可基準の制定に関する協議について
- (教議第12号) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について
- (教議第13号) 大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- (教議第14号) 教育財産の用途廃止について
- (教議第15号) 大分市今市健康増進センター条例施行規則の一部改正について
- (教議第16号) 「大分市こどもの読書活動推進計画（第五次）」の策定について
- (教議第17号) 大分市民図書館条例施行規則の一部改正について
- (教議第18号) 大分市立学校教育情報化推進計画2028の策定について

(2) 報告事項

- (1) 審査請求について
- (2) 令和7年度監査結果報告書（施設監査）について
- (3) 大分市教育施設整備保全計画改訂について
- (4) 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における大分市の結果について
- (5) 令和7年度大分市美術館美術品収集及び令和8年度特別展（案）について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和8年第2回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後3時00分 開会)

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は林委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

本日の署名委員を二番委員、五番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第3号「令和7年度3月補正予算について」から教議第8号「工事請負契約の締結について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあること、また、教議第9号「令和7年度未来自分創造資金奨学生の決定について」並びに報告事項

(1)「審査請求について」につきましては、個人情報保護に関する案件であること、さらに、教議第10号「大分市公民館長の任命について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。

|        |                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 賛成の方は挙手をお願いいたします。                                                                                                                     |
| 全委員    | (挙手)                                                                                                                                  |
| 教育長    | 全委員賛成と認め、教議第3号から教議第10号及び報告事項(1)は秘密会とします。残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議及び報告を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。                                            |
| 全委員    | (了承)                                                                                                                                  |
| 教育長    | それでは、教議第11号「大分市教育委員会兼業許可基準の制定に関する協議について」を議題といたします。                                                                                    |
|        | 事務局、説明をお願いします。                                                                                                                        |
| 教育総務課長 | 教議第11号「大分市教育委員会兼業許可基準の制定に関する協議について」ご説明いたします。                                                                                          |
|        | 本市教育委員会においては、職員の兼業許可について、法令や通知等で明確な基準を定めていなかったことから、これまで、国家公務員に適用される人事院規則や通知等に準じて個別に判断してきたところであります。                                    |
|        | こうした中、令和7年6月の総務省通知を受けて、まず現行の取扱いに係る兼業許可の基準を本年4月より策定することとなりました。                                                                         |
|        | なお、関係資料は兼業許可の基準案をお示ししたものになります。                                                                                                        |
|        | 地方自治法第180条の4第2項において、「職員の身分取り扱いで政令に定める営利企業等への従事の許可の基準に関する事項については当該地方公共団体の長と協議しなければならない」とありますことから、市長と協議いたしたく、本委員会でご決定をいただこうとするものでございます。 |
|        | なお、市長と協議したのち、3月の教育委員会定例会におきまして兼業許可基準の策定について、議案として提出する予定でございます。                                                                        |
|        | 以上でございます。                                                                                                                             |
| 教育長    | ご質問などございませんか。                                                                                                                         |
| 全委員    | (なしとの声)                                                                                                                               |
| 教育長    | それでは採決いたします。教議第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。                                                                                            |
| 全委員    | (異議なしとの声)                                                                                                                             |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長      | <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは次に、教議第１２号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 児童生徒支援課長 | <p>教議第１２号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について」ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、奨学資金の徴収に係る支払督促並びに訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに強制執行に関する事務を教育部長及び教育委員会の事務局職員等に補助執行させることについて、地方自治法の規定により、市長と協議するものでございます。</p> <p>奨学資金に関することについては、教育長に事務が委任されているところですが、奨学資金の未納対応のうち、訴訟事務については、市長の専属的な権限であるため、委任の対象外となっております。</p> <p>今後、督促または催告してもなお完納しない滞納案件に対しましては、法的措置等の必要な措置を執ることとしており、その訴訟事務を行うに当たっては教育部長及び教育委員会の事務局職員等に補助執行させることが事務効率上の観点から適切であると考えられます。</p> <p>以上のことにつきまして、市長と協議いたしたく、本委員会で審議の上、ご決定いただこうとするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 教育長      | ご質問などございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 全委員      | (なしとの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育長      | <p>それでは採決いたします。教議第１２号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 全委員      | (異議なしとの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長      | <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは次に、教議第１３号「大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

学校施設課長

教議第13号「大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明いたします。

本規則は、令和7年6月議会において議決されました「大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例」のうち、学校体育館および大分市今市健康増進センター体育館の使用料について、その施行期日を定めるものでございます。

これらの体育館の使用料につきましては、空調設備使用料を含めた使用料として設定しております。

現在、令和8年3月末までに、すべての体育館に空調設備が整備される見込みであることから、新たな使用料の施行日を、令和8年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第14号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第14号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立植田東中学校内の土地の一部(291.22㎡)を用途廃止することについてご決定をいただこうとするものでございます。

当該土地は、大分市が実施する市道駕野寒田2号線と市道大園2号線の道路拡幅工事に伴い、学校用地の一部を市道として整備するため、当該用地を用途廃止及び土木管理課へ所管換を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

|               |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長           | <p>それでは採決いたします。教議第１４号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 全委員           | <p>(異議なしとの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育長           | <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは次に、教議第１５号「大分市今市健康増進センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                   |
| 学校施設課長        | <p>教議第１５号「大分市今市健康増進センター条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>本議案は、１２月議会にて承認されました今市健康増進センター条例の改正に伴い所要の改正を行うものであります。</p> <p>改正内容につきましては、体育館部分の使用料金が全面・半面の２種類であったところですが、使用できる面積が狭いため半面の料金に統一されたところです。これに伴いまして、申請書の不要になっている部分を削除するものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 教育長           | <p>ご質問などございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 全委員           | <p>(なしとの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長           | <p>それでは採決いたします。教議第１５号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 全委員           | <p>(異議なしとの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育長           | <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは次に、教議第１６号「大分市こどもの読書活動推進計画（第五次）の策定について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                    |
| 次長兼<br>社会教育課長 | <p>教議第１６号「大分市こどもの読書活動推進計画（第五次）の策定」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>本推進計画につきましては、令和７年第１１回定例の本委員会で素案とその概要について報告させていただいたのちに、令和７年１１月１２日から１２月１２日までの１ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。</p>                                                                                     |

た。

その結果、2名の方から、意見をいただきました。1件目の図書館の絵本のカバーに関する提案は本計画に直接関係のあるものではなかったため、本意見による計画の修正はございません。

2件目は「こどもの読書を推進するには『保護者への啓発』が重要であり、読書を生活の一部に取り入れる取組が必要」とのご意見をいただいたところでございますが、「保護者への啓発」は複数の策定委員からも同様のご意見をいただいております、第五次計画においては重点方針3つのうち、1つめに「保護者への啓発」を掲げ、取組を進めることとしているところでございます。

なお、本意見に伴い、計画案を一部修正しております。

第4章 具体的方策のうち、重点方針（1）「こどもの読書週間の形成に向けての保護者への啓発」について各施設における取組を記載しておりますが、（6）市民図書館の取組のうち②家読（うちどく）の推進の中段に「電子書籍等を活用した取組の推進」を追記しております。これは昨年10月に開始した「おおいだし電子図書館」の取組を進めるうえで具体的方策に追記したものです。

次に、前回委員会以降の主な追加箇所について、ご説明いたします。

「3 計画のキャッチフレーズ」を追記しております。本キャッチフレーズは、第2回の策定委員会を书面開催した際、いくつかの事務局案について策定委員より投票いただいたものを基本とし、パブリックコメントでもご意見いただいた「くらしの中に読書を取り入れる」ことを念頭に設定したものです。

第五次計画における目標指標についてご説明いたします。第四次計画では4つでありました目標指標を、重点方針①「保護者への啓発」を踏まえ、新たに指標③「保護者の不読率」を追加し、5つに設定いたしました。

また、「読書」への心理的ハードルを下げ、生活の中に読書を取り入れていただくことを目指し、電子書籍やオーディオブック、読み聞かせなどの様々な形態も本計画では「読書」として扱うこととしております。

資料として「こどもの読書活動に関するアンケート」の調査結果等を記

載しております。

主な追加箇所等は以上でございます。

社会情勢の変化とともに読書環境も変化していくものではありませんが、読書によって培われる知識や能力、豊かな心、人とのかかわり等は、変わらず重要なものであります。このような部分を大切にしつつ、今後5年間において、新しい第五次計画に基づき、こどもの読書活動を推進してまいります。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第17号「大分市民図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第17号「大分市民図書館条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

社会教育課長

本件は、大分市民図書館の利用登録に係る電子申請システムの運用開始を3月10日に予定していることから、大分市民図書館条例施行規則を一部改正いたしたく、ご決定をいたさうとするものでございます。

具体的には、市民図書館の利用登録の手法に関して、現行の窓口での登録に加え、インターネットを介した電子申請システムの利用を新たに導入し、その対象者や注意事項を定める規定を新設するものでございます。

電子申請システムの運用開始により、より多くの利用者の皆様に、時間や場所を問わず図書館の利用登録を申請していただける環境が整い、ひいては大分市民図書館及びおおいたし電子図書館の利用促進にも資するものと考えております。

以上でございます。



|          |                                                                                                                                                                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長      | ご質問などございませんか。                                                                                                                                                                                           |
| 全委員      | (なしとの声)                                                                                                                                                                                                 |
| 教育長      | それでは採決いたします。教議第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。                                                                                                                                                              |
| 全委員      | (異議なしとの声)                                                                                                                                                                                               |
| 教育長      | ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。                                                                                                                                                                              |
|          | それでは次に、教議第18号「大分市立学校教育情報化推進計画2028の策定について」を議題といたします。                                                                                                                                                     |
|          | 事務局、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                          |
| 教育センター所長 | 教議第18号「大分市立学校教育情報化推進計画2028の策定について」ご説明申し上げます。                                                                                                                                                            |
|          | 本案は、令和7年第11回定例の本委員会において報告いたしました後、パブリックコメントを経て、改めて本計画としてご決定をいただこうとするものでございます。                                                                                                                            |
|          | パブリックコメントは令和7年12月15日から令和8年1月16日まで実施しており、4名から12件のご意見をいただいております。                                                                                                                                          |
|          | いただいたご意見の中から、本市でも今年度から取組を始めておりますA I機能をもつデジタルドリル、今後重要な取組となります生成A I及び情報モラル教育に係る3件についてご報告させていただきます。それ以外のご意見については資料をご参照ください。                                                                                |
|          | では、パブリックコメントで寄せられたご意見3件の概要とそれに対する本市の考え方について、ご説明申し上げます。                                                                                                                                                  |
|          | 「基本方針1 こどもたちの情報活用能力の育成（2）先端技術を活用した新たな教育の推進」の取組に対するご意見です。                                                                                                                                                |
|          | A Iドリルの活用については、その運用に向け計画的な支援を行うことや、教職員の負担軽減につなげることなどの視点をもって進めてもらいたい。というご意見でした。本市で令和7年6月に導入したA I機能をもつデジタルドリルについては、その活用に向け外部人材によるサポートや校内研修を実施しており、利用している教職員から「時間短縮やプリント作成の負担軽減につながった」等の声をいただいていることにつきまして、 |

回答させていただいております。

次に「基本方針2 教員のICT活用指導力の向上（1）学校活動における教員のICT活用指導力の向上」の取組に対するご意見です。

生成AIが日常化する将来に向けて児童生徒に利便性や危険性について正しく理解させるため、情報モラル教育において「責任ある情報の扱い方」を教える必要がある。教職員に対しては大分市が活用ルールを明示し、段階的に定着させる仕組みづくりが求められている。というご意見でした。本市では文部科学省のガイドラインに基づき、教職員の校務におけるAI活用を推進しており、研修を通じてAIリテラシー向上や業務の効率化を図り、その経験を今後の児童生徒への指導につなげること、また、児童生徒の利用については、次期学習指導要領の動向を注視しながら慎重に検討していくことにつきまして、回答させていただいております。

次に「基本方針1 こどもたちの情報活用能力の育成（1）ICTを活用した多様な方法による情報活用能力の育成」の取組に対するご意見です。

昨今の暴行動画や盗撮などインターネット上での問題行動に対応するため、より踏み込んだ対策が必要である。現実には起きている最新の事例を参考にするなど児童生徒、学校、保護者に当事者意識をもたせるための取組を求める。というご意見でした。児童生徒、保護者へは専門的な知識をもつ外部講師による講演会を、教職員へは最新の事例を取り上げた研修をそれぞれ実施し、安全で効果的な活用ができる環境整備や情報モラル教育の充実を図っていくことにつきまして、回答させていただいております。

パブリックコメントの報告については以上でございます。

これらのご意見を踏まえて、＜情報モラル・情報セキュリティ＞については見直しを行い、「児童生徒が情報社会で適正に活動するための基になる考え方や態度の育成を図るため、道徳科など各教科等において、SNSを通じたいじめ問題や人権侵害等、情報モラルに関する指導を強化します。」と修正しております。

以上のことにつきまして、ご審議の上、本計画としてご決定いただこうとするものでございます。

説明は以上でございます。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長    | ご質問などございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 全委員    | (なしとの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 教育長    | それでは採決いたします。教議第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 全委員    | (異議なしとの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 教育長    | ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。<br>それでは次に、報告事項の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 教育総務課長 | 報告事項2点目「令和7年度監査結果報告書（施設監査）について」ご報告申し上げます。<br><br>令和7年2月9日付けで、大分市監査委員から大分市教育委員会教育長宛てに、施設監査の結果について報告がありました。<br><br>まず、監査の対象及び監査の期間でございますが、小学校10校、中学校7校を対象に、令和7年4月1日から令和7年9月30日に係る支出負担行為等の出納事務及び財産管理状況等について、令和7年9月26日から令和8年1月30日の間に監査が実施されました。<br><br>監査の結果についてでございます。<br><br>学校におきましては、（１）物品の管理状況に関しまして、ア 備品の管理が適正でないものがございました。物品管理者は、その所管に属する物品のうち、損傷がはなはだしく使用できないと認める、取得価格等が5万円を超える備品の処分については、教育長の承認を得なければならないとされておりますが、教育長の承認を得ずに備品を処分しているものが見受けられたことから、今後は基準に従い、適正な管理をされたいとの指導がございました。<br><br>イ 刃物類等の保管が適正に行われていないものにつきまして、教育長通知では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされておりますが、電気ドリルやペンチ等について、個々の番号の表示が正確でないものや保管場所に名称、数が表示されていないもの、数の表示が正確でないものが見受けられたことから、今後は、通知に従い適正な事務処理をされたいとの指導がございました。 |

また、ウ 薬品の管理が適正に行われていないものにつきまして、教育長通知では、毒物及び劇物は、一般の薬品と分けて施錠設備のある専用の保管庫に保管することとされているが、劇物と一般の薬品が同一の保管庫内で保管されていたことから、今後は、通知に従い適正な事務処理をされたいとの指導がございました。

エ 薬品使用簿の記載が適正に行われていないものにつきまして、教育長通知では、薬品使用簿は、薬品名、区分、保管管理場所、使用、定期検査、配置等の状況を順次記載することとされていますが、一部の薬品について、薬品名、区分や保管管理場所及び定期検査の状況が適切に記載されていないものが見受けられたことから、今後は、通知に従い適正な事務処理をされたいとの指導がございました。

次に（２）施設の管理状況につきましては、

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったものがあり、警備業務用機械装置のセット漏れが見受けられたことから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたいとの指導がございました。

続きまして、所管課におきましては、（１）物品の管理状況につきまして、ア 理科薬品及び刃物類等危険性のある物品の管理について、毒物・劇物・一般の区分誤りや薬品使用簿への記載漏れ、刃物類等危険性のある物品に番号が付されていないもの、保管場所に表示された名称が誤っている等、通知に従っていないものが見受けられたことから、通知の内容について、学校へ指導するとともに、再発防止に努めるよう要望がございました。

また（２）施設の管理状況について

不審者が侵入した場合、警察が到着するまでの間、さすまた等の防犯安全器具を活用して児童生徒等の安全を確保する必要がありますが、防犯安全器具の取扱いについて、引き続き専門的な知識を持つ警察等から、指導を受けるよう要望がございました。

以上につきまして、今後は、適正に事務処理を行うよう徹底してまいりたいと考えております。

教育長

全委員

教育長

学校施設課長

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項３点目「大分市教育施設整備保全計画」の素案についてご説明いたします。

まず、第１章では、本計画の位置づけと方針を整理しております。

保全計画とは、教育施設の適正な管理について、中長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で、将来にわたり適切に維持管理ができるようにした計画となっております。

本計画は平成２８年に策定し、５年ごとに見直しを行っています。

今回は２回目の改訂です。

右側の図をご覧ください。計画の体系を図でお示ししています。

本計画は、国の基本計画を最上位計画とし、本市の上位計画である『大分市公共施設等総合管理計画』の方針を、教育分野で具体的に実行するための個別の行動計画として位置づけています。

また、今回の改訂では、『大分市立学校適正配置基本方針』と密接して連携を図るようにいたします。

続いて、第２章『教育施設を取り巻く現状と課題』をご覧ください。

この章では、教育施設の状況と児童生徒数の動向について整理・分析しております。

その結果、大きく二つの課題がございます。

一つ目は、急速に進む施設の老朽化です。多くの施設が更新時期を迎えつつあります。

二つ目は、児童生徒数の減少に伴う施設需要の変化です。児童生徒数の減少により、施設の規模や配置のあり方を見直す必要が生じております。

続いて、第３章『教育施設の目指すべき姿』をご覧ください。

第３章では、単に老朽化に対応するための施設の改修・修繕にとどまらず、将来を見据えた施設のあり方を示しております。

その視点として、『安全』『生活』『環境』『学び』『共創』の五つを

掲げております。

これらの視点から、これからの教育施設が目指す姿を整理しております。

続いて、第4章「教育施設整備の基本的な方針」をご覧ください。

本章では、「施設保有量の適正化」「ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化」「社会的ニーズへの対応」を基本方針としています。

この章は前回もご説明しましたが、その際は、施設の改修レベルを設定することを主な改訂ポイントとしてお示ししました。

しかし、今後の人口減少を踏まえ、章全体の考え方を一部見直しましたので、あらためてご説明します。

それでは、紙でお配りしている資料「大分市教育施設整備保全計画改訂について（変更）」をご覧ください。

『1. 施設整備の基本方針の変更点について』でございます。

まず、左側が施設整備の課題です。

教育施設は、市全体の施設面積の約4割を占めております。また、築30年以上の建物が約67%と、老朽化が進んでおります。

今後、整備費の増加が見込まれる中、従来どおり大規模改修を継続していくことは、財政面で大きな課題となっております。

一方で、右側が施設配置の課題です。

児童生徒数や利用者数の減少が見込まれることから、一部の施設では将来的な利用の減少が想定されます。

そのため、施設配置の在り方そのものを見直す必要が生じております。

これまで本市では、建物の改修を中心に検討を進め、改修工事の実効性についても整理してまいりました。

しかし今後は、利用者・児童生徒数の減少を踏まえた適切な施設配置の視点をあわせて持つことが不可欠です。

そのため、施設整備と施設配置を一体的に推進し、教育環境の維持・向上と、効率的な施設整備の両立を図る必要があります。

以上の検討を踏まえ、今回の改訂では、建物整備と施設配置を一体的に考える視点を整理し、その内容を本計画に反映し、整理しました。

続いて概要版2枚目左下、第5章『基本的な方針を踏まえた学校施設整備の水準』をご覧ください。

本市では、『大分市立学校適正配置基本方針』に基づき、各種の取組を進めております。

今後、児童生徒数の減少が見込まれる中で、通学区域の再編や学校の統合、さらには校舎の集約化など、学校の適正配置に取り組む必要があります。

これは、第4章でお示した基本的な方針のうち、『施設保有量の適正化』を踏まえた対応でございます。

今後は、この考え方にに基づき、将来を見据えた教育施設の配置を進めてまいります。

続いて、第6章『長寿命化改修の実施計画』をご覧ください。

この章では、直近5か年の投資的経費と比較し、改訂後の保全計画に基づき、今後30年間の改修計画をコストシミュレーションいたしました。

その結果、現状の投資水準では、将来的に財源の不足が見込まれる状況となっております。

そのため、今後は施設の集約化や複合化を進め、施設保有量の最適化・縮減を図る必要があります。

あわせて、適切な点検・診断を継続的に実施し、劣化の早期発見と計画的な修繕を行うことで、改修費の抑制に努めてまいります。

最後に、本改訂は、保全計画の実現に向け、教育施設整備の基本的な方針を踏まえ、将来を見据えた実効性のある計画とするために行うものでございます。

今後も、計画的な施設整備と適正な維持管理を進め、教育環境の維持・向上に努めてまいります。

以上で本改訂の概要説明を終わります。

続いて、紙でお配りしている資料「大分市教育施設整備保全計画改訂について（変更）」をご覧ください。

改訂の考え方の修正に伴い、今後のスケジュールについても見直しを行いました。

教育長  
五番委員

学校施設課長

五番委員

学校施設課長

これまで、令和8年2月にパブリックコメントを実施する予定としていましたが、令和8年4月に実施することとし、「大分市教育施設整備保全計画」の改訂は、令和8年5月とします。

説明は以上でございます。

ご質問などございませんか。

施設の廃棄の在り方というのは、具体的にどういことが想定されるのでしょうか。

施設の配置につきましては、先ほど申し上げました「大分市学校適正配置基本方針」に基づいて進めているところでございます。

その中で、いわゆる過小規模校につきましては、具体的には概ね5年以上にわたり5学級以下となる学校を位置付けており、この考え方につきましては文部科学省の基準とも同様でございます。

今後、そうした過小規模校が一定程度増加していくことも想定される中で、学校施設の大規模改修等を行う際には、単に施設整備を行うだけではなく、教育上の様々な課題も踏まえながら、学校統合等の可能性も念頭に置いたうえで検討していく必要があると考えております。

そのため、今回の保全計画に基づく施設整備につきましても、学校の適正配置の考え方を踏まえながら進めていきたいと考えております。

適正配置というと、先ほどの総合教育会議の中で市長のほうが大東中学校の規模が大きいというのも見直しの1つになるのではないかという話をされましたが、そういったところは今回入っているのですか。

ご承知のとおり、大東中学校が大規模校であることにつきましては、我々も認識しております。

適正配置を所管しております学校施設課といたしましては、対応策として大きく3つの方法があると考えております。

1つ目は分離新設、2つ目は施設整備、いわゆる増築でございます。3つ目が通学区域の再編でございます。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、今後は人口減少が進んでいくことが見込まれております。そのような中で、分離新設や増築につきましては、現在の過大規模校への対応として一定の効果はあるも



の、今後の状況を考えると、さらに施設を拡大していくことは難しい面もございますので、通学区域の再編による対応が考えられるところでございます。

五番委員

施設整備だけでなく、そういったことも含めた配置ですね。

学校施設課長

言葉足らずですみません。おっしゃるとおりでございます。

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項4点目、「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における大分市の結果」について、ご報告させていただきます。

運動能力の調査項目は、握力、上体起こし、50m走など8つとなっており、小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象に各学校が5月から7月に毎年実施しております。

昨年末に報道発表されました、体力合計点による大分県の全国順位は、一番右に太線で囲んでありますように、小学校5年男子と中学校2年男子が全国1位となりました。下の段の（ ）内は九州順位ですが、小・中学校ともに九州トップの体力が身に付いています。

平成29年度から令和7年度までの調査における総合評価がC以上、いわゆる「高体力層」と考えられる児童生徒の割合の推移であります。「総合評価」についての説明をいたします。総合評価8つのテスト項目の成績を年齢および性別ごとに区分した項目別得点表に当てはめ、1点から10点の10段階で点数化します。8つのテスト項目の合計点を資料右下の図にあります年齢別の総合評価基準表に当てはめ、AからEの5段階で総合評価を行うものでございます。なお、本市の長期計画では、総合評価がC以上の割合を増やすことを指標としております。

グラフのとおり、総合評価C以上の割合は、小中学校男女ともに全国平均を上回りました。前年度の数値と比較しますと、小学校は男子で2.5%、女子は0.8%増加しております。中学校では、男子は1.9%、女子は0.9%増加しております。

各調査項目における本市と全国との平均値比較については、小中学校男女ともに全ての項目で全国平均を上回りました。

子どもの体力につきましては、コロナ禍以降さまざまな取組により改善

傾向が見られるようになったものの、運動する子とそうでない子の二極化や、走力が低下傾向にあることなど、課題も挙げられます。

今後の対策といたしましては、まず、体育専科教員等の充実した授業の実践事例や効果的な指導方法について研修等を通じて各学校に広め、教員の指導力向上にいかしていきたいと考えております。また、50m走につきましては、令和6年度との比較で小中男女ともに記録の向上が見られております。令和4年度から実施している走力向上につながる補強運動である「ジャンプ」「もも上げ」「腕ふり」を今後も学校の実情に応じて継続して実施する等、「走力」の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、各学校の体力向上プランにつきましては、本年度の児童生徒の体力状況等について分析を行い、各学校の課題を克服できるよう内容の見直しを行うこととしております。体育教員任せではなく、学校全体での取組となるよう、引き続き各学校に指導・支援を行っていきます。

また、学校への訪問指導につきましては、指導主事や体育指導支援員が訪問し、学校の体力向上に関する取組や児童生徒にとって魅力のある授業を展開するための授業改善の視点等について、管理職や体育主任と意見交換や指導助言を行うこととしております。

今後とも、運動をすることが好きな児童生徒の育成を目指した学校の取組を推進し、さらなる体力向上に努めてまいります。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項5点目「令和7年度大分市美術館美術品収集及び令和8年度特別展（案）について」ご報告いたします。

令和7年度美術品収集についてでございますが、4つの収集方針に基づき、5点を購入、43点を寄贈により収集する予定でございます。収集作品のジャンル別内訳は下段の表のとおりでございます。この結果、今年度末での収集作品は

3,397点となる予定でございます。

教育長

全委員

教育長

美術振興課長

購入の5点につきまして、リストNo.1からNo.2は、田能村竹田の先輩格になる作家、淵野真斎（ふちのしんさい）、渡辺蓬島（わたなべほうとう）の作品、No.3は竹田の弟子で、現在の大分市戸次で活動した帆足杏雨（ほあしきょうう）の作品になります。No.4は大分市在住で令和6年に竹工芸で紫綬褒章を受章した河野祥篁（かわのしょうこう）の作品になります。

帆足杏雨（ほあしきょうう）、高倉観崖（たかくらかんがい）、幸松春浦（ゆきまつしゅんぽ）、高山辰雄など大分の近世から近現代の日本画の作品41点と竹工芸家で日本工芸会正会員の安倍基（あべもとし）の作品2点の計43点となります。

次に令和8年度特別展（案）についてでございますが、来年度は、6件の特別展を計画しており、展覧会名、会期、内容などは資料のとおりでございます。

春の「日本中の子どもたちを笑顔にした絵本作家 かがくいひろしの世界展」では、累計発行部数1000万部を突破した絵本「だるまさん」シリーズの作者かがくいひろしのライフヒストリーと絵本の魅力に迫る展覧会となっております。夏の「国宝リボン 高精細複製画が綴る、美の夢」は、狩野永徳（かのうえいとく）、俵屋宗達（たわらやそうたつ）、伊藤若冲（いとうじゃくちゅう）らの国宝を高精細複製品により、ガラスケースの無い、身近に体験できる魅力的な展示で紹介します。

秋の「0ちゃん、キミはだあれ？～松永真 デザインと大分市美術館のこれから～」では、大分市美術館のシンボル「0ちゃん」の作者、松永真とともに、大分ゆかりの現代作家やクリエイターとの協働を通して、美術館とまちのこれからの市民とともに考える展覧会となっております。

来年度も幅広く、多くの方に楽しんでいただける展覧会を計画しておりますので、ぜひ、美術館へお越しいただきたいと存じます。

なお、展示室のLED化工事に伴い常設展は11月17日から、特別展は12月22日から休展予定となっております。令和9年4月中旬には再開予定です。この間、美術館は開館しております。

以上でございます。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長      | ご質問などございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 全委員      | (なしとの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 教育長      | <p>それでは次に、教議第3号「令和7年度3月補正予算について」を議題といたします。</p> <p>なお、これより秘密会の審議となります。</p> <p>傍聴の方は退席ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 三番委員     | <p>すみません、1つ言い忘れがあったのですが、教議第18号の情報化推進計画2029のところで1つ質問があるのですが、先ほど、パブリックコメントを出していただいたのですが、元の計画を表示してもらっていいですか。用語解説の最後から2つ前の生成AIのところで、学習したデータを基に新しいコンテンツをアウトプットする人工知能を持っている、それはいいと思うのですが、その後、わかりやすく要約してくださっていて、既存のAIがデータの中から答えを識別・分析するに対して、生成AIはゼロから新しいものを生み出すになっているのですが、定義によってまちまちで、分かりやすく言うとゼロからだと思うのですが、これは教育的なものですので、ゼロと言ってしまうと危ないことがあると思います。完全にゼロからとしますと著作権の問題も出てくるので、もし、まだご検討される余地があれば、本当にゼロからで新しいもので、定義が大丈夫なのかというところを一旦、検討していただきたいです。</p> |
| 教育センター所長 | ご意見ありがとうございます。一度、確認をさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 教育長      | それでは次に、教議第3号「令和7年度3月補正予算について」を議題といたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 教育総務課長   | 議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 教育長      | どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|          | 事務局、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 学校施設課長   | <p>教議第3号「令和7年度3月補正予算について」ご説明申し上げます。</p> <p>今回、教育委員会では、「予算」、「継続費」、「繰越明許費」をそれぞれ補正予算として計上しており、概要について順にご説明いたします。</p> <p>まず、(1) 予算補正でございますが、左側の表が市長部局分も含めた全体で、そのうちの教育委員会所管分が右側の表でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |

うえから、補正前の額は204億1,040万4千円で、今回の補正額は11億9,984万円の増で、補正後の額は216億1,024万4千円でございます。

補正内容といたしましては、国庫補助内示に伴う事業費の追加計上でございます。

次に、補正の詳細でございますが、上から順に、「賀来小中学校施設整備事業」では新校舎改築の一部及び中学校北校舎の長寿命化改修工事に係る経費として、2億3,254万4千円を、「小学校施設管理事業」では体育館照明のLED改修に係る経費として、1億3,750万円を、「小学校施設整備保全事業」では外壁・屋上防水改修工事等に係る経費として3億5,522万3千円を、「明治小学校施設整備事業」では新校舎改築に係る工事に係る経費として1億6,611万5千円を、「中学校施設整備保全事業」では外壁・屋上防水改修工事に係る経費として3億845万8千円をそれぞれ計上しております。

次に（2）継続費補正でございますが、これは地方自治法の規定により事業完成まで2年以上要する場合に、その支出すべき経費の総額及び年割額をあらかじめ予算として定めるもので、「賀来小中学校施設整備事業」及び「明治小学校施設整備事業」でそれぞれ設定いたします。

次に（3）繰越明許費補正でございますが、これは地方自治法の規定により年度内にその支出を終わらない見込みのある歳出予算について、翌年度に繰り越して使用できるように定めるもので、「小学校施設管理事業」、「小学校施設整備保全事業」、「中学校施設管理事業」について、補正予算とあわせて令和8年度に繰り越しを行うものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

（なしとの声）

それでは採決いたします。教議第3号は原案のとおり決定することにご

教育長  
全委員

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長    | <p>異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 全委員    | <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育長    | <p>それでは次に、教議第4号「令和8年度当初予算について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>教議第4号「令和8年度当初予算について」ご説明申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育総務課長 | <p>本案は、教育委員会所管分の令和8年度当初予算について、令和8年第1回市議会定例会へ提出するにあたり、教育委員会の承認をいたさうとするものでございます。</p> <p>教育委員会では、学校教育、学校施設、体育保健、人権教育、体育保健、社会教育などの教育に関する様々な分野の事業を所管しております。</p> <p>そのため、本資料では、教育委員会の当初予算の全体像の把握を目的とし、「1. 当初予算の概要」から「6. 見直し事業」までの六つの項目に分けてご説明をさせていただきます。</p> <p>まずは、「1. 当初予算の概要」についてご説明いたします。</p> <p>教育委員会の予算は全て一般会計にて計上をしており、左上の一般会計全体での当初予算額は2, 232億5, 500万円でございます。</p> <p>そのうち教育委員会の予算額は172億5, 156万4千円となり、一般会計に占める割合は7. 7%でございます。</p> <p>右側の財源内訳でございますが、「国庫支出金」から「その他」までの特定財源が47億7, 585万8千円、「一般財源」が124億7, 570万6千円でございます。</p> <p>その下は「10款：教育費」の内訳、教育委員会内の各所属別の内訳となっており、詳細については掲載のとおりでございます。</p> <p>つぎに「2. 令和7年度当初予算との比較」についてご説明いたします。</p> <p>まずは、中段以降の「予算科目の説明」をご覧ください。</p> |

10款：教育費では「1項：教育総務費」から「6項：保健体育費」までの六つの予算科目に分類されており、科目ごとの概要についてご説明します。

「1項：教育総務費」では、教育委員会事務局職員や補助教員等の学校に配置される会計年度任用職員の人件費、教育用端末等に要する経費、賀来小中学校といった小学校、中学校の一体的な整備などに要する経費を計上しております。

「2項：小学校費」、「3項：中学校費」では、小学校、中学校の維持管理や長寿命化等の改修に要する経費を計上しております。

「4項：幼稚園費」では、幼稚園教諭の人件費を計上しております。

「5項：社会教育費」では、社会教育施設の維持管理等に要する経費を計上しております。

「6項：保健体育費」では、学校給食費、学童健康診断、部活動等に要する経費を計上しております。

次に上段の表をご覧ください。表中でございますが、左から予算科目、令和8年度当初予算、令和7年度当初予算、増減額、前年度比、主な増減要因となっており、令和7年度当初予算との比較では28億206万7千円、

14.0%の減でございます。

その下の内訳ですが、

「1項：教育総務費」では26億8,044万1千円の減となり、主な理由としては、屋内運動場空調設備改修事業の完了によるものでございます。

「2項：小学校費」、「3項：中学校費」では、それぞれ5億8,433万5千円、3億1,863万9千円の減となり、主な理由としては、小中学校施設整備保全事業の減によるものでございます。

「5項：社会教育費」では、4億8,802万3千円の増となり、主な理由としては、大友氏遺跡保全整備事業の増や地区公民館施設整備事業の減によるものでございます。

「6項：保健体育費」では、2億9,359万円の増となり、主な理由としては、学校給食費徴収管理事業の増によるものでございます。

つぎに「3. 人件費」についてご説明いたします。

教育委員会の人件費につきましては、教育委員会事務局の職員と補助教員などの学校に配置される会計年度任用職員に分類されるため、順にご説明いたします。

まずは教育委員会事務局の人件費でございますが、左上の人数では「職員：319人」、「再任用職員：19人」、「会計年度任用職員：306人」の計644人となり、令和7年度当初予算と比較すると20人の減でございます。

右側は給料等の平均でございますが、令和7年度の給与改定により職員、会計年度任用職員ともに平均額は増となっております。その下は職種別の内訳となり、職員では26億5,222万9千円で、令和7年度と比較すると1,913万2千円の減となります。

会計年度任用職員では、10億1,899万円で、令和7年度と比較すると898万6千円の減となり、合計では36億7,121万9千円で、令和7年度と比較すると2,811万8千円の減となります。

主な減額理由でございますが、給与等の平均額は増となった一方で、人員減による減額の影響が大きいことによるものでございます。

つぎに補助教員などの学校に配置される会計年度任用職員の人件費についてご説明いたします。

学校教育課では、六つの職種の人件費として、ALT、補助教員、大分っ子非常勤講師は昨年度より人数減、図書館支援員、日本語指導選任指導員、スクールサポートスタッフは同数でそれぞれ計上しております。

児童生徒支援課ではスクールライフサポーターの人件費として、昨年度より3人増の18人分を計上しております。

体育保健課では、部活動指導員の人件費として、昨年度より3人減の29人分を計上しております。

教育センターでは、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育アドバイザーの人件費として、昨年度と同数を計上しております。



つぎに「4. 主要な事業」についてご説明いたします。「①日本語指導等支援事業」から「⑤スクールサポートスタッフ配置事業」でございますが、さきほどの人件費の際にご説明をした、学校に配置する会計年度任用職員などに係る事業となっており、主な予算としては報酬等の人件費でございます。

なお、「①日本語指導等支援事業」につきましては、議会事務事業評価の対象となっており、拡充との評価を受けたことから、概要の上から3行目のとおり、令和8年度は学校と日本語指導講師が支援内容、当該児童生徒の情報共有等を行う場を年2回程度設けることとしております。

「⑦心の健康観察事業」は新規事業となります。

これは、現行の小学4年生から中学3年生までを対象としている学級集団検査に代わり、全児童生徒を対象に一人1台端末を活用した心の健康観察を日常的に実施しようとするものです。令和9年度からの導入を目指しており、令和8年度では導入に向けた選定委員会の開催に要する経費を計上しております。

「⑧不登校児童生徒支援事業」では、スクールライフサポーターを現行の15人から18人に増員するための経費を計上しております。

「⑩賀来小中学校施設整備事業」、「⑪明治小学校施設整備事業」では、さきほどの3月補正でもご説明しましたが、整備に係る仮設校舎のリース料や工事請負費などの経費を計上しております。

「⑬市立小学校給食費無償化事業」は新規事業となります。これは、政府が市町村学校給食費軽減交付金を創設したことに伴い、本市でも市立小学校の学校給食の無償化を行うための経費を計上しております。

なお、中学校については本市の単独事業として令和5年度3学期より無償化しており、令和8年度についても引き続き実施のための経費を計上しております。

「⑭休日部活動地域展開体制整備事業」では、将来的な地域展開のための実証事業等の経費を計上しております。

「⑰おおいたナイトスクール事業」につきましては、議会事務事業評価の対象となっており、改善の上で継続との評価を受けたことから、概要の

上から4行目のとおり、夜間中学が開校されることに伴う科目の見直しを行うこととしております。

「⑭大友氏遺跡保存整備事業」では、現在整備を進めている史跡の保存・整備のために旧国土交通省職員宿舍用地の購入等に係る経費を計上しております。

「⑯南蛮BVNGO交流館管理運営事業」につきましては、議会事務事業評価の対象となっており、改善の上で継続との評価を受けたことから、概要の上から3行目に記載のとおり、交流館・歴史資料館・海部古墳資料館の3館を相互に来館できるパスポートの創設を行うこととしております。

「⑰教育の情報化推進事業」では、今年度に一人1台端末を更新しましたが、現行の購入からリースに切り替えたことによるリース代等に要する経費を計上しております。

「⑱大分市美術館展示室LED化事業」では、展示室の保護及び観覧に適した照度を確保するため、照明のLED化改修を行うための経費を計上しております。

「㉒展覧会事業」では、令和8年度は「かがくいひろし展」など、計6本の特別展を予定しており、開催に係る経費を計上しております。

つぎに「5. 債務負担行為」についてご説明いたします。債務負担行為ですが、行政機関における予算の単年度主義の原則の例外として、複数年の契約が必要な債務について、予め内容・期間・限度額を定め予算措置を行うものでございます。

令和8年度当初予算では、教育委員会からは業務委託や奨学資金、学校給食、図書購入などの計12件の債務負担行為を設定することとしております。

つぎに「6. 見直し事業」についてご説明いたします。教育委員会では、毎年度予算編成の過程の中で各事業の見直しを行っており、令和8年度当初予算では五つの事業の見直しを行っております。

「①防犯笛の配布」では、現在、小学4年生を対象に配布しておりますが、平成25年度より民間企業による防犯ブザーの寄贈を受けており、今

後も寄贈の継続が見込まれることから、防犯笛の配布を廃止するものでございます。

「②集会所管理運営事業」では、現在、四つの教育集会所の管理・運営を行っておりますが、令和7年5月の市長記者会見で「対象地域の住民を理由とする措置は行わない」との方針がなされたことを受け、教育集会所としての利用を廃止するものでございます。

「③小学生宿泊体験事業」及び「④中学生宿泊体験事業」では現在、宿泊体験に係るバス代を公費負担しておりますが、修学旅行等の類似行事との整合性や事業の優先順位を図る中で公費負担の廃止を行うものでございます。

「⑤おおいたナイトスクール事業」では、大分県立学びヶ丘中学校が開校されることに伴い、実施科目の見直しを行うものでございます。

最後に、予算成立までのスケジュールでございます。本日の本委員会で承認をいただいたのちに、3月議会にて予算案の審議等が行われ、3月26日の議決を得て予算成立となります。議決内容につきましては、来月の本委員会にてご報告させていただきます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第5号「大分市立学校職員服務の宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第5号「大分市立学校職員服務の宣誓に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

服務の宣誓につきましては、すべての職員を対象とし、採用時に宣誓書の提出を義務付けています。この宣誓書内の表現につきまして「日本国憲

法を尊重し、かつ、擁護する」という部分を「日本国憲法を遵守し、並びに法令、条例、規則及び規程並びに上司の職務上の命令に従う」に改めるものでございます。これは、官製談合事件や入札情報の漏えい等の不正行為が相次いで発覚したことを踏まえ、職員の法令遵守の徹底及び倫理的自覚を一層促す必要があることから、服務の宣誓に関する条例の改正を行うものであります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長

教議第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

本条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償について必要な事項を定めたものであり、学校保健安全法第23条に規定され、大分市立学校に配置されている学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬について、改定を行うための条例改正案であり、大分市議会令和8年第1回定例会の議案として提出いたしたく本委員会にて議決を求めるものでございます。

大分市立学校の学校医等の報酬については、平成8年に改定が行われて以降、約30年間据え置かれております。また、大分市の学校医報酬は、他の中核市と比較しても低い水準でございます。

近年、児童生徒の健康課題の多様化・複雑化により学校医等の職務が増加するとともに、学校医等の担い手不足も懸念されており、今後、適切に学校医等を確保するという観点からも、中核市の水準も考慮しつつ、職務

の増加に応じた報酬とすることが必要でございます。

そのため、近年、増加した職務内容を勘案し、報酬の額を改定をするものです。

以上でございます。

教育長                   ご質問などございませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第7号「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長           教議第7号「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

本案は、先ほどの予算議案でもご説明いたしましたが、大分市立小学校及び義務教育学校の前期課程に在籍する児童に提供する学校給食に係る給食費を令和8年度より無償化するための条例改正案であり、大分市議会令和8年第1回定例会の議案として提出いたしたく本委員会にて議決を求めるものでございます。

無償化の対象範囲は、生活保護受給者を除くすべての児童です。

生活保護受給者を除く理由は、現行においても給食費相当額が生活保護費で給付されており、国の給食費支援制度開始後もこの取扱いに変更がないためです。

条例の施行日と適用日については、国の令和8年度予算成立後に別途教育委員会規則で定めることとしております。

無償化の財源の大部分には、令和8年度から開始予定の国の給食費支援制度による交付金を充当します。

同交付金の基準額を超過する部分については、別途財源を確保する必要がありますが、令和8年度は基準超過分の全額に物価高騰対応地方創生臨

時交付金を充当しますので、一般財源での負担はございません。

なお、令和8年度の小学生の給食用食材料費の予算額は約17億円の見込みであり、財源といたしましては、国の給食費支援制度による交付金が13億6千万円、物価高騰対応地方創生臨時交付金が3億2千万円となっております。

以上でございます

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第8号「工事請負契約の締結について」を議題いたします。

事務局、説明をお願いします。

美術振興課長

教議第8号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

本案は、昭和41年3月に建設され、築59年を経過しているアートプラザにつきまして、平成9年に外壁と屋上防水等の改修工事を行いました。それから28年経過し、著しい経年劣化状況が確認されたことから、外壁・屋上防水改修を行うものでございます。

工事の概要につきましては、地上3階、地下1階建ての延べ床面積4081.55平方メートルの鉄筋コンクリート造の建物に対して、(可能な限り本来の打ちっ放しのコンクリート素地の質感を確保したいところから)外壁は高圧洗浄を行い、劣化部を補修したうえでクリヤー塗装を施し、屋上は既存の加硫ゴム系シート防水の貼り替えを行います。

契約の方法は「一般競争入札」で、契約金額は「1億4,825万4,964円」、「株式会社 平和建設」と令和8年1月13日付で仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和8年11月27日を予定しており、建築資材の荷上げや仮囲いと外部足場の設置・撤去作業を行う概ね4日間程度の休館はご

|         |                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>ざいますが、それ以外の期間は通常通り開館いたします。</p> <p>以上につきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和8年第1回市議会定例会での審議・議決を経て本契約を行い、春からの工事着手を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 教育長     | ご質問などございませんか。                                                                                                                           |
| 全委員     | (なしとの声)                                                                                                                                 |
| 教育長     | <p>それでは採決いたします。教議第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>                                                                                        |
| 全委員     | (異議なしとの声)                                                                                                                               |
| 教育長     | <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは次に、教議第9号「令和7年度未来自分創造資金奨学生の決定について」を議題といたします。</p>                                                |
| 教育総務課長  | <p>審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>また、議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。</p>                                            |
| 教育長     | どうぞ。                                                                                                                                    |
| 児童生徒支援課 | <p>(教議第9号について説明)</p> <p>(議案審議の結果、教議第9号は原案のとおり決定する。)</p>                                                                                 |
| 教育総務課長  | <p>議案書は、後ほどまとめて回収させていただきます。</p> <p>次の議案説明のため、事務局職員を入退室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。</p>                                                       |
| 教育長     | それでは次に、教議第10号「大分市公民館長の任命について」を議題といたします。                                                                                                 |
| 教育長     | 事務局、説明をお願いします。                                                                                                                          |
| 次長兼     | (教議第10号について説明)                                                                                                                          |
| 社会教育課長  | <p>(議案審議の結果、教議第10号は原案のとおり決定する。)</p>                                                                                                     |
| 教育長     | それでは次に、報告事項の説明をお願いします。                                                                                                                  |
| 教育総務課長  | 次の議案説明のため、事務局職員を退室させていただきたいのですがよ                                                                                                        |

|          |                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>ろしいでしょうか。</p> <p>(報告事項１の報告を行う。)</p>                                                                                                                                                                                     |
| 教育長      | <p>それでは、お配りした議案書及び報告事項の資料を回収させていただきます。</p> <p>以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。</p>                                                                                                                                       |
| 教育総務課長   | <p>３月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。</p> <p>３月は、３月２日月曜日午後１時３０分から第１回臨時教育委員会を、また、３月２４日火曜日午後４時から第２回臨時教育委員会を、３月２７日金曜日午後３時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議終了後は、報告がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 全委員      | <p>(了承)</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 教育長      | <p>他に事務局から何かございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 教育センター所長 | <p>先ほど、委員からいただいたご意見ですけど、用語集の部分の修正等があった場合の確認につきましては事務局のほうに任せていただいて、その後、教育長に報告をさせていただくという形でよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                    |
| 三番委員     | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 教育長      | <p>これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。</p> <p>(午後４時３５分 閉会)</p>                                                                                                                                                                         |